

90-J-6

市場経済の形成

植草 益
(東京大学)

1990年4月

* 本論は、日中学術交流会議（中国社会科学院経済研究所・東京大学経済学部共同開催、於北京、1990年3月5-6日）のために準備されたものである。未定稿であるので、引用を差控えられたい。

はじめに

中国においては市場経済が導入されてすでに10余年が経過し、またソ連や東欧の社会主義経済の国々でも市場経済の導入が開始されようとしている。しかし社会主義経済における市場経済の導入は多くの困難を伴っているのが実状である。その原因は、それぞれの社会主義国において計画と市場の組合せの仕方に合意が形成ににくいという事情や経済発展段階の遅れによって商品経済が定着しないという事情にあると思われる。さらに社会主義経済体制が長く続いた国では、市場経済を形成するための基本的な枠組が必ずしも形成されおらず、しかも市場経済それ自身について必ずしも理解されていないのも原因のように思われる。本稿は、筆者の専門研究（産業組織論や政府規制論）の立場から、市場経済とは何か、市場経済形成の基本的枠組み、市場経済に内在する問題を補正する仕組み、および中国における市場経済の導入のプロセスについて、メモ書きに近い小論を提出するものである。

(1) 市場とは

市場という漢字の意味 市場経済の基礎となる「市場」とは何かを説明することは容易なことではない。市場という概念をもっとも良く考察したのは、多分、市場という漢字を最初に考案した中国人ではないだろうか。漢字辞典によると、「市」という字は、その上部の「止」を、また中が「平」を表わすという。止は金文字では土の上に足が止まった様子を表わすという。さらに「止」は別の意味もあって、人間が大地に「止」先立っている様子を表わしており、不安定な様子を表わしているという。「中」は「平になる」を意味する。したがって「市」は「不安定なものが安定化する」を意味し、不安定なものは市場では交換比率＝価格であるから、「市」は価格が安定化すること、ないし西方経済学で言えば「均衡価格に落ち着く」ことを意味する。さらに「場」という字のうちの「土」は文字どおり土地を表わし、易は「平にすること」を表わすので、「場」は邪魔なものを取り払った平坦な土地を意味する。したがって、中国の本来の漢字の意味からすると、市場は特定の場所である財・サービスが交換される過

程で、さまざまな価格が形成されるが、一定期間を通じてある水準（ないしある一定の幅）の価格に安定化すること、ないし均衡価格に収斂することを意味する。

市場と情報 市場という漢字の構成要素を現代的視点からもう少し拡張解釈すると、まず一は大地で人が危険を感じ、うま先立って周囲の状況を見て、危険を回避するために、情報を盛んに集めようとしている様子を表わしていると解釈できる。もし市場に一切の公的干渉がなく、個人が物を市場で販売しようとするれば、まずその物が売れるか否か、またどのような形態・内容の物が売れるか（最近の言葉で言えば消費者ニーズ）について盛んに情報を集め、商売が成功するように努力する。さらにこの個人は市場に物を運び、これを買手に売るにあたって、他の売手はどのような価格で販売しているかについても情報を集める。もし全く同じ物について他の売手が自分よりも安く売っていけば、買手は他の売手の所に行き、自分の物は全然売れず、破産するという危険に晒される。したがって、一という字は「危険と情報」（ないし危険回避のための可能な限り多くの的確な情報の収集）という重要な意味をもっている。

中もまた次のような重要な意味をもっている。いま全く同じ物が複数の売手によって販売されていると、価格は「一物一価の法則」に従って同一価格に均衡する。さらにある財・サービスの用途は基本的には同じだが、物理的（品質、構造、形態等）に差があったり、買手の主観的価値によって差（これらを現代では「製品差別」という）が存在する場合には、一定の幅の価格差をもった体系的な価格が形成される。このような一定の水準ないし一定の幅に価格が形成されるのは、売手の情報収集および売手相互の情報交換、買手の情報収集および情報交換、売手と買手の情報の交換を基礎としている。しかも市場という漢字のうちの「場」は、交換が行なわれる一定の広さをもった場所であり、かつまた情報の収集および交換が行なわれる場であると解することができる。

市場という漢字をこのように解明してみると、市場経済の基礎は「情報」であって、売手および買手がともに十分な情報を収集・交換できない限り、市場は成立しないという重要な命題を知ることができる。情報の公開およびその交換が制限されている社会（社会主義国の多く）では市場経済は根本的に成立し

にくいのであり、たとえ市場が成立しても市場が十分に機能しないのである。さらに最近では社会主義国でも銀行、信託、証券、保険等の金融分野にも市場経済が導入されている国が少なくないが、この分野の事業においては、資金の貸出先や証券の発行企業（いずれも非金融企業）の財務内容についての情報が開示されていなくては、金融業者は安全な投資が困難である。それゆえ、市場経済の基礎となる情報の公開は、政治経済一般の情報ばかりでなく個別企業（多くの場合に主要企業）の財務情報の開示も必要となる。企業の財務内容の開示は資本主義圏では商法によって義務付けられており、市場経済の重要な基礎となっている。

(2) 市場の機能

市場の形態 「市場」という漢字は、発生史的には、一定の人口集積がある集落ないし町の特定の開かれた場所で財・サービスが交換されることを意味している（この形態の市場は日本語では「市（イチ）」という）。この形態の市場はいわば「目に見える市場」であって、経済発展の程度を問わずにこの形態の市場は存在する。生鮮食料品を中心に自然発生的に形成されている「市」や公営市場等がそれに当る。また証券取引所や骨董品のオークションもこの形態の市場に含まれる。

このような「目に見える市場」は現在では主流ではなく、「目に見えない市場」が一般的となっている。「目に見えない市場」とは、特定の売手（個人や企業）が店を開いて、不特定多数の買手に対して財・サービスを販売し、しかもその売手が各地に点在しているので、「市」のように特定の場所に売手が集って販売する形態とは異なる。このような市場では売手が何社存在し、買手などの程度存在するかは目に見えないので、いかにして市場が形成されているかが判然としない。しかし、売手は情報の収集を通じて市場に登場し、買手の需要に適合するように自己の財・サービスの改良および生産性向上に不断の努力をして、売手相互の競争に打ち勝つよう努力する。他方で買手は情報の収集に努めて、自己の消費の満足を最大化するよう行動する。その過程で売手および買手がいわば経済細胞として有機的に繋がって、市場としての機能を果たしてい

る。

市場の機能とその基礎条件 「目に見える市場」においても、また「目に見えない市場」においても、市場に登場している売手は基本的には価格を情報収集の最も重要な対象としている。現行価格が自己の生産費（商人ならば購入費）に照して大きな利潤を生むのであれば、生産を拡張し、販売量を拡大する。そのような状況では新たな企業がこの市場に参入することもある。既存企業による生産拡大や新規企業による参入は市場における供給量を増大するので、需要が一定であれば、市場における価格は低下する。価格が企業の生産費以下まで低下すれば、企業は生産を縮小し、ときには破産してこの市場から退出する。このように価格がシグナルとなって生産拡大および生産縮小が行なわれ、それを通じて経済資源（資本、労働、土地および資源資源）が拡大もし、縮小もする。市場とはこのように価格を最も必要なシグナルとして経済資源が産業間に配分される機能をもつ。

市場経済の形成にとって最も重要となるのは、このような市場機能が有効に作用する基礎を与えることである。そのための基礎として次の事項が特に重要である。

- ① 価格が市場における需要と供給のよって円滑に決定されること。
- ② 価格の動きに合わせて経済資源が産業間に円滑に流出入すること。
- ③ 経済資源の確保を通じて生産された財・サービスがそれぞれの市場を形成する売手に円滑に配分され、売手が買手に販売した財・サービスを円滑に配送されること。
- ④ 金融の決裁が円滑に行なわれる金融ネットワークが形成されていること。
- ⑤ 情報が円滑に伝達されるための情報ネットワークが形成されていること。

価格制度の整備 社会主義経済（その多くの国では経済発展段階が低い）において市場経済を導入しても必ずしも有機的に機能しなかったり、導入それ自身が困難である場合には、上記の条件が整備されていない場合が少なくない。特に計画経済体制の下で価格が政府によって決定されてきた国では、特定の財・サービスに限って市場経済を導入しても計画価格と市場価格との乖離を埋め

るのに、長い時間と労力が必要であり、またインフレを発生させずにその移行を行なうことが困難であったりする。中国における最近のインフレは本質的にはマクロ経済政策の失敗に起因するが、計画価格から市場価格への「価格革命」の困難さにも依存している。例えば計画経済体制の下で価格が限界費用をカバーする（より分かりやすくは固定費は国家による負担で、変動費だけを価格に転嫁する）水準に設定されていたとすれば、価格決定を市場メカニズムに委ね、しかも固定費の国家補助を停止すれば、価格は変動費ばかりでなく固定費もカバーする水準に一挙に上昇する。このように計画価格と市場価格との乖離が存在する財・サービスが多く、その多くにわたって市場経済が導入されれば、インフレーションが発生する。そこで市場経済の導入はいかなる産業分野から、また計画価格から市場価格への転化をどのような時間的経過をもって実施するかという配慮が必要となる。この実施計画を誤ると、インフレ等の経済混乱が発生するので、市場経済の導入に対する国民の不信が増加し、市場経済導入それ自身が困難となる。したがって、市場経済導入における最初の重要課題は、市場経済導入に関する綿密な実施計画の策定である。筆者の知る限り、中国においては国民経済への十分な配慮をもったこの実施計画が必ずしも策定されていないように思われる。勿論、中国では計画と市場の結合関係について“外在結合論”や“板塊論”が存在し、いかなる方式で結合関係を形成するかについて議論があったことは知っているが、市場経済導入に伴う国民経済への影響については十分な予測が行なわれていなかったと思われる。

インフラストラクチャの整備 市場経済の形成には、市場経済の基礎となるインフラストラクチャの整備が不可欠である。特に次の分野のインフラが整備されていないと、市場経済の成立は困難である。

(a) 情報ネットワークの整備：すでに述べたように、市場機能には情報が不可欠であるから、情報の生産および伝達に携わる企業・機関（新聞、書籍、放送、電気通信、郵便等）と情報ネットワーク（電気通信、放送、書店、図書館等）の充実および情報公開の容認が不可欠となる。

(b) 物流システムの整備：市場経済は財・サービスの取引を基本的機能としており、それに付随して財・サービスの配送が行なわれない限り、市場機能は

完遂しないから、財・サービスを配送する物流システムが形成されなければならない。そのためには①道路、港湾、飛行場等の輸送基盤、②道路輸送、航空輸送、海運・水運等の輸送事業、③通運業および倉庫業の輸送サービス、および④輸送手段の製造業の育成が必要である。

(c) 金融システムの整備：市場機能は取引の伴う金融決裁や資金調達を必要とするから、金融市場の整備が必要となる。

(3) 市場の失敗と政策介入

市場の失敗と政策介入 市場経済を基礎とする先進資本主義圏においても、経済運営がすべて市場機能に委ねられてるわけではない。市場機構では経済の成長と安定、資源の最適配分、所得分配の公正等が十分確保できないので、政府が政策介入を行なっている。

マクロ・レベルでは次のような政策が実施されている。

- ① 経済の成長と安定を主眼とする財政・金融政策。
- ② 分配の公正確保のための租税・財政政策や所有権政策。
- ③ 社会的間接資本の拡充・整備のための公共事業政策。
- ④ 国際通商制度の整備のための貿易・直接投資・為替政策。

またミクロ・レベルでは次のような多様な政策が実施されている。

- ⑤ 市場経済の基礎となる公正競争確保政策（独占禁止法，商法，民法等）。
- ⑥ 自然独占分野を主な対象として主に資源配分効率の確保を目指す経済的規制や国民の健康・安全の確保を目的とする社会的規制政策（それらを総合して「直接規制政策」という）。
- ⑦ 産業構造高度化，特定産業の保護育成，衰退産業調整援助等を目的とする産業政策。
- ⑧ 科学技術の振興および知的所有権の擁護を目的とする科学技術政策。
- ⑨ 資源の開発・確保・保全を目的とする資源政策。
- ⑩ 消費者保護を目的とする消費者保護政策。
- ⑪ 労働者の権利擁護，労働力の開発・陶冶等を目的とする労働政策。

⑫市場経済においては必要な供給が確保できない公共財の提供政策。

これらの政策はいずれも「市場の失敗」の補正を目的としており、市場経済を基礎とする資本主義経済でも不可欠の政策である。社会主義経済において市場経済を導入しようとするとき、これらの政策をどの程度、どのような形態で導入するかは議論の余地があるが、少なくとも市場経済を導入するに当っては、上記の政策は不可欠である。紙数の制約で上記の政策のうち独占禁止政策と直接規制政策についてだけ述べることにしたい。

市場経済のための法制度の整備 社会主義国においては商法や独占禁止法のような市場経済の基礎となる法律制度が整備されていないのが通常であるから、公正な競争が展開されにくい。特に発展途上の国では多くの財・サービスが供給不足の状態にあるので、売惜しみや価格差別等の不公正取引が発生しがちであるが、これらを取り締まる法政度（特に独占禁止法）が整備されていない。このため経済混乱が発生しやすい。そこでまず市場経済導入に先立って市場経済に必要な法政度を整備する必要がある。このような法制度は単に価格が公正に決定されるのに必要なばかりでなく、経済資源が円滑に移動するのにも必要である。特に労働市場の形成および労働の移動に関する法制度の整備は重要課題である。

直接規制について 計画経済体制との関連で特に重要と思われる直接規制について、日本の実状を紹介したい。政府が企業の意思決定に直接介入する政策を専門的には「直接規制」という。直接規制は規制目的に着目して「経済的規制」と「社会的規制」とに分けることができる。経済的規制とは、自然独占分野や破滅的競争が発生しやすい分野で、しかも必需的性格を持つ財・サービス分野を主な対象として、資源配分効率や分配の公正を確保する観点から、政府が企業の参入・退出、価格、投資、財務等を規制するものである。他方、社会的規制は国民の生命・財産の安全の確保、環境の保全、災害の防止等を目的に、特定の行為の禁止や営業活動の制限の他に、検査・検定制度、基準・認証制度および資格制度によって規制を行なうものである。

経済的規制は主に(A)公益事業（電気、ガス、水道および熱供給）、(B)通

信（郵便，電気通信および放送），（C）運輸（鉄道，航空，道路輸送等），（D）金融（銀行，証券，保険）を対象としている。その他にも農業，一部の製造業や流通業も対象となっている。

社会的規制は次のようなものである。

- (a)安全確保（核燃料・原子炉規制法，高圧ガス取締法，道路法，建設業法等）
- (b)消費者保護（消費者保護基本法，消費生活用製品安全法等）
- (c)健康・衛生確保（薬事法，医療法，食品衛生法，伝染病予防法等）
- (d)麻薬取締（麻薬取締法，大麻取締法，あへん法等）
- (e)環境保護（自然環境保全法，自然公園法，鉱山法等）
- (f)公害防止（大気汚染防止法，水質汚濁防止法，騒音防止法，鉱山法等）
- (g)災害防止（沿岸法，河川法，消防法，鉱山法等）
- (h)文化財保護（文化財保護法等）

社会的規制は上記の規制目的をみると明らかなように，広義には公共の福祉の増進を目的としているが，経済的規制と同様に参入規制の性格をもつことに注目する必要がある。建設業法，鉱山法，薬事法等は経済的規制と同様に参入に関して許認可権を有しており，資格制度は参入規制の役割をもつ。また検査・検定制度的および基準・認証制度もこの制度をパスした企業のみが営業活動を営むことができるので，しばしば参入規制の役割をもつ。

上記のように，経済的規制ばかりでなく社会的規制も参入規制の役割をもつので，経済的規制および社会的規制によって参入および価格の両方ないし参入のみが規制されている産業分野の比率を分析したのが表-1である。1988年に日本の全産業の総付加価値のうち約34%の産業領域に政府規制が実施されていることが明らかになる。

中国においては主要産業のほとんどが国有化され，経済的規制の対象となっているので，どの産業分野に市場経済を導入するかは政策判断に委ねられるが，市場経済は万能ではなく，日本でもこのように多くの産業に直接規制が存在することに配慮すべきであろう。特に経済的規制分野における規制価格の決定方式は，社会主義経済における計画価格の策定に大いに参考となると思われるので，今後の研究が必要と思われる。

表 - 1 日本における政府規制分野

産 業	当該産業に占める規制分野のウエイト (%)		主 要 な 規 制
	全産業に占める構成比 (%)	当該産業に占めるウエイト (%)	
建 設 業	6.8	100.0	建設業法、電気工事業の業務の適正化に関する法律
金 融・保 険	5.2	100.0	銀行法、長期信用銀行法、相互銀行法、証券取引法、保険業法、臨時金利調整法
電力・ガス・水道	3.0	100.0	電気事業法、ガス事業法、水道法、下水道法
鉱 業	0.4	100.0	鉱業法、石炭鉱業臨時措置法
運 輸・通 信	6.1	96.3	道路運送法、鉄道事業法、航空法、電気通信事業法
農 林・水 産 業	3.0	78.0	食糧管理法、野菜出荷安定法、漁業法
サ ー ビ ス	19.7	29.8	環境衛生関係営業の適正化に関する法律、旅館業法、警備業法、弁護士法
製 造 業	29.4	13.2	
内 需 型 製 造 業	15.5	21.1	酒税法、畜産物の価格安定等に関する法律、石油業法、薬事法
輸 出 型 製 造 業	13.8	4.3	造船法、臨時船舶建造調整法、武器等製造法、計量法
不 動 産	10.0	3.2	宅地建物取引業法
公 務・分 類 不 明	4.0	0	
卸・小 売 業	12.5	—	
全 産 業	100.0	33.6	

- (注) 1 「産業連関表」等により作成
 2 昭和63年7月1日現在の規制対象分野のウエイトを60年度の各産業の付加価値額をベースとして試算
 3 輸出型製造業は鉄鋼、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、内需型製造業はそれ以外の製造業
 4 卸・小売業は規制対象分野を特定できない。

(資料) 臨時行政改革推進審議会事務室編『規制緩和』(ぎょうせい, 1988年), p.137

(4) 企業とインセンティブ

市場経済と企業 市場経済において主体となるのは企業である。すなわち、市場において売手として登場するのは卸・小売業者も含めて企業であり、買手として登場するのも最終市場を除いて企業である。勿論、この企業は国営企業、集団所有企業、個人企業および各種の連合体を含む。それらの多様な所有形態の企業が市場に登場するときには、企業は、上記のような多様な規制の枠組みの下にありながらも、自由に意思決定できなければ、価格機構は有効には機能しない。政府の企業への過剰な介入は企業の自由な意思決定を阻害し、価格、生産・販売量、投資、財務、経済資源の使用量のいずれの決定も市場機能を通じて決定されるものから乖離し、市場経済は有効には機能しない。したがって、まず規制の枠組みを明確にし、政府が計画や規制制度の下で決定する内容を明確にし、さらに企業の自由な意思決定に委ねる内容を明確にしておかないと、市場経済は有効に機能しない。中国においてはすでに国家統制配分物資や行政部門配分物資の種類が削減され、市場価格決定方式（計画価格の20%以内）もすでに確定され、「企業法」の制定を通じての行政の企業への介入の制限がある程度明確にされたが、企業が市場において自由に決定できる範囲については未だ不明確のままにされている。すなわち、財・サービスの種類、形態、内容、生産量、販売先、技術、投資・財務、労働の雇用量等に関しては、企業が選択できる自由度は小さいと思われる。これらについての改革が不可欠のように思われる。

企業へのインセンティブ 現代中国にては農業改革、財政改革、金融改革、企業改革等の一連の改革を通じて、経済システムが近代化された結果、経済が飛躍的に成長し、輸出の伸張も目覚ましい。これらの経済成果を一層大きくする目的で市場経済制度が導入されてきたが、市場経済の主体となるのはあくまで企業であり、その企業が一定の自由度をもって活気ある生産・販売活動を行なうのが市場経済の基本である。企業が生産・販売の拡大に努力し、内部効率を高めるためには、何よりも企業に一定の報酬を与える必要がある。報酬を得るというインセンティブがあつて、はじめて企業は活気ある活動を展開する。企業

にインセンティブを与える方式としては、現代中国において採用されている請負経営責任制も重要な方式であるが、その他にも多様な方式が考えられる。所有形態の見直し、競争制度の導入、価格規制方式の見直し等も検討の余地がある。多分、請負経営責任制、所有制の見直し、競争制度の導入、価格規制方式の見直しが各産業ごとの適正に合わせて相互に有効に組合されたときに、インセンティブ・メカニズムは一層有効に機能する考えられる。

おわりに - 中国における市場経済の導入 -

中国は市場経済の導入に踏切ってすでに10年余が経過している。この間に経済制度の近代化を目指して財政改革（利潤上納制から利改税への変革）、金融改革（中央銀行の創設、都市銀行・地方銀行の普及、政策金融機関の創設、信託銀行の創設、外国為替銀行の改組等）、企業改革（請負経営責任制の導入、企業法の制定、企業連合体の創設等）、農業改革（請負制の導入、一定の私有制の容認等）、価格改革（前述）、産業改革（産業政策の導入、流通機構整備、先端技術の導入、インフラストラクチャの整備）、および対外開放改革（経済特区の設置、沿岸地域改革、外国企業の直接投資奨励等）の多様な改革が実施されてきた。10年余でこれだけの改革が実施されたことは目を見張るものがあり、しかも改革の成果が飛躍的な経済成長となって現われてきた。

しかし市場経済の導入にとって不可欠な価格革命は必ずしもスムーズに行なわれていない現状にあると言えよう。中国においては統制価格と自由価格の二重価格制や一物多価現象の解消（価格の基本的整頓）をあまりに急ぎすぎているというのが筆者の印象である。日本において第二次大戦後に戦争計画経済体制から自由市場経済体制に移行するのに約10年を必要とした。この経験に照してみると、市場経済体制に十分な経験をもたない中国において市場経済を導入するには、本稿で指摘したように、市場経済を導入するための基礎的条件をまず整備し、そのうえで市場経済分野と計画分野を確定し、さらに価格改革を段階的に実施しなければならないから、10年で市場経済の導入に成功するとは思われない。これまでの10年は基礎的条件の整備の時期であり、これからはさらに基礎的条件を充実し、市場と計画の融合の方法を確定し、そのうえで価格

改革を本格的に実施する時期に来ていると思われる。

価格改革の実施に当って次の3点について言及しておきたい。第1に、市場経済の導入は需給アンバランスの解消を先とするか、市場経済の導入を通じて需給アンバランスを解消してゆくかという議論があるが、筆者は特に消費財分野に関しては需給アンバランスのある程度の解消を先行させながら、価格改革を実施した方が経済混乱が少ないと考える。特に農産物やエネルギー等の生活必需的財・サービスについては、需給アンバランスのある程度の解消を先行させずに価格改革を実施すると、経済混乱が大きい。さらに生活必需的財・サービスについては、資本主義経済でも価格規制が実施されていることを想起すると、基本的には計画価格（現行の中国における価格決定方式でよいか否かは議論の余地がある）が存続する必要があることは確認しておくべきである。

第2に、価格改革はマクロ経済政策（特に金融・財政政策）と十分な整合性をもって実施されないと、物不足、インフレ、過剰在庫等の諸問題を発生させることは、1985年と1988年の経済混乱過程で証明されたところである。マクロ経済政策と価格改革を整合的に実施するための計画をまず策定し、さらにそれを実施する統一的な責任主体を明確化することが不可欠であろう。

第3に、筆者の上記の指摘はいずれも保守的・漸進的価格を主張しているように思われるが、決してそうではない。日本経済の経験に照してみても、経済の変革は約10年を単位としている（1945-55年の経済復興・市場経済への移行、1956-65年の成長経済、1966-75年の産業の国際競争力の強化と貿易・資本の自由化、1976-85年の経済調整と先端技術経済への移行、1986-現在の経済の国際化）。10年は決して短い期間ではなく、改革の行過ぎをフィード・バックさせながら、改革を着実に成功されるのに良い期間であると信じる。改革は、このようなフィード・バック機能を十分に内包することが肝要であり、しかもそれに先行した綿密な計画の策定とその大胆な実施があつて、初めて成功する。

〔付論〕本稿に関連して、筆者の以下の著書・論文を参照していただくと幸いである。植草益著・盧東斌譯『産業組織論』（中国人民大学出版社、1988年）

植草益「中國的產業構造與產業政策問題」，吳家駿·汪海波編『中國的宏視
經濟管理』（經濟管理出版社，1989年）